

## 宮川漁業協同組合三重内共第15号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

**第1条** この規則は、この組合の有する三重内共第15号第5種共同漁業権(以下「内共第15号」という)の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

1. 共同漁業免許状. 三重内共第15号、平成26年1月1日、三重県知事、
2. 漁業の種類. 第5種共同漁業
3. 漁業の名称. あゆ漁業、あめご漁業、おいかわ漁業、うなぎ漁業、こい漁業
4. 漁業の時期. 1月1日から12月31日まで、
5. 存続期間. 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
6. 漁場の位置. 伊勢市、度会郡大紀町、度会町、玉城町、多気郡多気町、大台町、
7. 点の位置. 基点第1号、伊勢市東豊浜町榎原、伊勢市御菌町上条界、  
基点第2号、伊勢市東豊浜町榎原、伊勢市御菌町小林界(西側)、  
基点第3号、同 上 (東側)、  
基点第4号、伊勢市大湊町字明神田官有地第1番地第1、  
基点第5号、伊勢市御菌町小林御菌水門堤防突端、  
基点第6号、多気郡大台町長ヶ254番地標柱(宮川左岸)  
基点第7号、度会郡大紀町大字神原字稻荷廣637番地先標柱(宮川右岸)
8. 漁場区域. 1. 2. 3. 4. 5の3直線と2. 3間の上流側河岸線から上流6と7を結ぶ直線までの宮川本流及びその支流、

(漁業を営む権利を有する者の資格)

**第2条** 内共第15号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格はそれぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	巻き網	組合で許可した正組合員
	刺網・投げ小高	5年以上准組合員であった正組合員 ただし、よりやな漁に伴う、投げ小高については、准組合員にも認める。
	巻きシャクリ	正組合員である者
	投網・ヒッカケ・ゴロ引 竿釣り・夜突き(やす) たも網	組合員である者
	よりやな	組合員である者
あめご漁業	竿釣り	組合員である者
こい漁業	竿釣り・巻き網	組合員である者
うなぎ漁業	竿釣り・はえなわ・もじ	組合員である者
おいかわ漁業	竿釣り	組合員である者

2. 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(経営の委任の禁止等)

**第3条** 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(組合員資格区分及び年間組合費)

第4条 組合員資格区分及び年間組合費は次のとおり定める。

組合員資格	年間組合費	組合員資格の異動
正組合員(巻)	30,000円	組合より巻き網漁の許可を受けた正組合員
正組合員(A)	11,000円	1年以上正組合員で、各支部が認めた者
正組合員	7,000円	5年以上准組合員であった組合員
准組合員	5,000円	新規加入者

組合員資格については、宮川漁業協同組合組合員資格審査委員会規程による。

第4条の2 組合員資格の期間

組合員資格	資格の期間
正組合員	6月1日～翌年5月31日
准組合員	6月1日～翌年5月31日

(5種漁業期間)

第5条 5種魚類についての漁獲期間を次のとおり定める。

魚種	漁業解禁日と終了日	備考
あゆ	6月1日午前5時から12月31日まで	第6条・第7条参照
あめご	3月1日から9月30日まで	
うなぎ	1月1日から12月31日まで	
こい	1月1日から12月31日まで	
おいかわ	7月1日から翌年5月31日まで	

(鮎漁と漁区漁法の規則)

第6条

漁法	規制事項
巻きシャクリ漁	本流は禁止とする
	支流は7月31日まで禁止とする
	刺し網の使用を禁止する
巻き網漁	7月1日から9月30日までとする
	各瀬肩及び瀬下100mの区間は禁止とする
	産卵場の瀬の上下100mの区間は禁止とする
刺し網漁	1人又は1舟につき、長さ200mで4反以内とする
	網目は1寸目以上、高さは1.2m(4尺)以内とする
	本流は鮎の解禁日より7月1日午前5時まで禁止とする
	支流は鮎の解禁日より7月15日午前5時まで禁止とする
投網漁	本流は7月1日午前5時まで禁止とする
	支流は7月15日午前5時まで禁止とする。
	網目は0.8寸目以上とする

たも網・投げ小高	本流は7月1日午前5時まで禁止とする
	支流は7月15日午前5時まで禁止とする。
ゴロ引き漁	竿の長さは4.5m以内とする
	ゴロ引きをする場所及び期間(本条に規定する鮎に係る全ての網漁の禁止区域及び禁止期間)においては、午後3時から午後4時までは、あゆ、おいかわ、あまご、こい及びうなぎの採捕を禁止する。 また、午後4時からのゴロ引きの入川順位は、くじ等により決定し、先ず正組合員(A)続いて正組合員続いて准組合員続いて遊漁者とする。
よりやな漁	網目が1寸目以上の投げ小高以外は使用禁止とする(投網可)
	准組合員については、投げ小高以外は使用禁止とする
夜突き(やす)漁	照明の使用区域はJR鉄橋より下流とする
	バッテリーによる照明は25w以内とし、発電機の使用は禁止とする
	他の照明は100~200カンデラとする

また、以下の鮎にかかる網漁については、以下の区域と期間に限るものとする。

漁法	漁業可能区域	漁業可能期間
刺し網、 投げ小高、投網	鮎川大橋上流100mの地点から 宮川に架かるJR鉄橋まで	7月1日午前5時から9月30日まで
巻き網	鮎川大橋上流100mの地点から 伊勢自動車道の宮川橋まで	7月1日午前5時から9月30日まで

なお、以下の鮎にかかる漁法においては、以下の禁止区域等を定める。

漁法	禁止区域	禁止期間
巻き網、刺し網、 投げ小高	鮎川橋上流100mの地点より伊勢自動車道の 宮川橋まで ただし、よりやな内での投げ小高と投網は 除く	10月1日から12月31日ま での午後7時から翌午前5時 まで
刺し網、投網、 投げ小高	伊勢自動車道の宮川橋から宮川に架かる JR鉄橋まで	10月1日から12月31日ま での午後7時から翌午前5時 まで
巻き網	伊勢自動車道の宮川橋から宮川に架かる JR鉄橋まで	通年
すべての網漁	下記の場所はゴロ引き漁場とする。 ・伊勢市佐八町地先の南勢水道宮川水管 橋から各々上下流100m ・伊勢市辻久留3丁目14番地先の瀬肩及 び瀬下から各々上下流100m(テトラポット に赤印有り) ・松井孫右衛門人柱堤地先(テトラポットに赤 印有り)から度会橋 ・一之瀬川河口から飛瀬浦橋上流250m	9月1日から12月31日まで

おいかわ漁業については以下のとおり規制する。

漁法	規制事項
竿釣り	竿の長さは4.5m以内とし、リールの使用及び毛ばり釣りの使用を禁止する。

(漁場管理規定)

**第7条** 内共第15号第5種共同漁業権区域における保護区、禁漁区、友釣り区を次のとおり設定する。

区域の種類	区域	禁止時期等
あゆ保護区	度会橋より上流 350m	6月1日から 8月15日午前5時まで あゆ漁業を禁止する
	沼木中学より赤橋まで	
	立岡まきより下流 700m	
	長原若瀬より下流 200m	
	栗生頭首工より上流 200m	
	下楠の大周り淵	
あゆ禁漁区	度会橋から宮川に架かる JR 鉄橋まで	10月1日から10月20日 午後4時まであゆ漁を禁止する
	佐八町地先の南勢水道宮川水管橋下流 100mから小田古川河口まで	
	南伊勢大橋から上流 380m	10月1日から12月31日まで あゆ漁を禁止する
あゆ友釣り区	各よりやなから 200m 上流及び一洩	
	佐八町地内	6月1日午前5時から8月15日 午前5時までは、あゆの友釣りの みとし、 8月15日午前5時以降はヒッカケ に、 8月17日午前5時以降すべての 網漁に解放する
	一之瀬川栗原地内	
	小萩出合から柳バス停まで	
	度会小学校下	
	長原の若瀬地内	
	相鹿瀬の長瀬地内	
打見大橋下流		
藤ヶ瀬地内(野原川河口から本流上流200mまで)		
おいかわ禁漁区	宮川に架かる JR 鉄橋から下流	通年おいかわ漁を禁止する

(よりやな設置規定)

**第8条** 漁場区域内に次の支部でよりやなの設置ができる。

- ① 内城田支部内4基、②中川支部内4基、③大紀支部内3基、④大台支部内3基、  
合計14基を10月1日から12月31日まで設置することができる。但し、杭打ちのみ  
希望により9月末最終日曜日に実施しても差し支えはない、但し、杭のみとし、事故防止の  
ため、表示及び堰き止める迄の間はそれぞれの関係者において監視すること。  
設置については期間内とし終了後速やかに撤去する。

(通達義務)

**第9条** 組合は関係規則を組合員又は関係機関に通知をしなければならない。

(管理委員会)

**第10条** 内共第15号の適切な管理運用を図るため、宮川漁業管理委員会(以下「管理委員会」という)を置く。

(管理委員会の構成)

**第11条** 管理委員会は正組合員が選任する委員をもって組織する。

- 2 管理委員会の委員の定数を次のとおりとする。  
宮川漁業管理委員会 15名とする。
- 3 委員の任期は3年とする。

(当該漁業を行う者等の決定)

**第12条** 管理委員会は漁業を行う者にかかる行使、区域、期間その他内容事項を定めなければならない、又その定めの内容について理事に報告しなければならない。

2 管理委員会にかかる漁業以外のしらすうなぎ漁業については、理事は前項の定めをしなければならない。

(その他指定漁業及び特別採捕)

**第13条** 管理委員会は、しらすうなぎ採捕については次の事項を勘案してそれぞれ毎年その年の当該漁業を行う者を定めなければならない、ただし、第2条に規定する有資格者が当該漁業権の継続期間中に当該漁業を営むことができないような規定をしてはならない。

- 1 その者の当該漁業に対する生活依存度。
- 2 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度。
- 3 その者の当該漁業の経営能力。

(管理委員会に対する指示)

**第14条** 理事は管理委員会に対し第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため、必要があると認める場合又は管理委員会が第12条の決定を行わなかった場合は漁場の利用等に関し必要な指示をすることができる。

- 2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第12条第1項の規定による管理委員会の権限を行なうことができる。
- 3 理事が前項の規定により第12条第1項の定めをした場合にはその理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとする。

(体長制限)

**第15条** 次の表に掲げる魚類は三重県の規定する大きさの魚類は採捕してはならない。

1、あゆ	2、おいかわ	3、あめご	4、こい	5、うなぎ
採捕できない大きさ、		三重県の規定に準ずる		

(漁業権管理費の負担)

**第16条** 内共第15号の内容となっている漁業を営む組合員は内共第15号の維持管理に要する経費にあてるため第4条の組合費を組合に納付しなければならない、

2 組合費の額、徴収時期、徴収方法は総会又は総代会で定める。

(違反者に対する処置)

**第17条** 内共第15号の規定により漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又は組合定款に違反したときは、理事は当該者に対して、当該漁業を停止させることができる。

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要事項は規約で定める。

附則

昭和	年	月	日	制定
平成	19年	3月	18日	一部改正
平成	20年	3月	16日	一部改正
平成	21年	3月	16日	一部改正
平成	22年	6月	15日	一部改正
平成	23年	3月	27日	一部改正
平成	24年	3月	25日	一部改正
平成	25年	9月	29日	一部改正
平成	26年	3月	23日	一部改正
平成	27年	3月	29日	一部改正
平成	29年	3月	19日	一部改正
令和	3年	7月	1日	一部改正